



航空危険物規則書第 51 版 (2010 年 1 月 1 日発効) への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 51<sup>st</sup> Edition Effective 1 January 2010

ADDENDUM Posted 31 March 2010 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2010 年 1 月 1 日発効の第 51 版に対する下記の変更内容に留意されたい。変更または訂正箇所は、それと判別できるよう可能な限り黄色で表示した。頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

なお、JACIS 版航空危険物規則書のみの訂正も追加している。これには、頁数の後に (J) を付け区別してある。

**政府例外規定の新規または訂正 (2.9.2)**

**新規 LUG (ルクセンブルグ)**

**LUG-01** 2006 年 7 月 21 日に修正された、電離放射線より生ずる危険性からの人々の保護に関する 2000 年 12 月 14 日付けの Grand-ducal regulation の下、適用免除レベル以上の放射性物質 (適用除外輸送物、A 型輸送物、B 型輸送物等) をルクセンブルグの空港発着で輸送する各航空会社は厚生大臣により、この効力について承認されなければならない。

許可手続きに関する情報は以下より得ることができる。

Division de la Radioprotection  
Villa Louvigny - Allée Marconi  
L-2120 Luxembourg  
email: [Radioprotection@ms.etat.lu](mailto:Radioprotection@ms.etat.lu)  
phone: +352 247 85670  
[www.radioprotection.lu](http://www.radioprotection.lu)

**運航者例外規定の新規または訂正 (2.9.4)**

**訂正 IJ (長城航空)**

**IJ-01** 区分 1.4S および 1.4G の火薬類の長城航空機による輸送のみ受託する。区分 1.4S の火薬類は旅客機用に包装され、下部貨物室に搭載しなければならない。区分 1.4G の火薬類は上海からのみ搭載することができる。

**新規 IT (キングフィッシャー航空)**

**IT-01** 非防漏型蓄電池を装備している蓄電池駆動の車椅子または移動補助機器は、受託手荷物としてキングフィッシャー航空機の搭載は受託しない (2.3.2.3 および 9.3.15 参照)。注：防漏型蓄電池を装備している蓄電池駆動の車椅子および移動補助機器は受託する。

**IT-02** 使用済みキャンプ用ストーブ (燃料またはガス) は、完全に洗浄されていても、手荷物としての輸送は受託しない (2.3.2.5 参照)。

**IT-03** 医療用の小型の気体酸素 (oxygen compressed UN1072) または空気のシリンダーは旅客の受託手荷物または機内持込手荷物として許可されない。旅客が補充用の酸素を必要とする場合には、便の 24 時間前までの要請がキングフィッシャー航空になされなければならない。

- IT-04** 水銀気圧計または水銀温度計は、保護ケースに入った個人使用の小さい医療用または診断用の体温計を除き、機内持ち込み手荷物または受託手荷物としても輸送は受託しない（2.3.3.1参照）。
- IT-05** 回収容器(Salvage Packaging)に収納した危険物の輸送は受託しない（5.0.1.6, 6.0.6, 6.7, 7.1.5 および 7.2.3.11 参照）。
- IT-06** 水銀(UN2809)または製造された物品に含まれた水銀はいかなる状況下においても輸送の受託はしない。
- IT-07** いかなる規則で定められている有害廃棄物も輸送は受託しない（包装基準 622 および 8.1.3.3 参照）。
- IT-08** 荷送人は輸送される危険物の危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時連絡電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24Hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)”欄に記入しなければならない。
- IT-09** いかなる規則で定められている危険物も航空郵便での輸送は受託しない（2.4 および 10.2.2 参照）。
- IT-10** 第1分類 火薬類は、区分 1.4S、UN0012 または UN0014 の物質および物品のみを除き、輸送は受託しない（包装基準 130 参照）。
- IT-11** 区分 2.3、毒性ガスの輸送は受託しない（包装基準 200 および 206 参照）。
- IT-12** 第4分類、可燃性固体の輸送は受託しない。
- IT-13** 第7分類、放射性物質の輸送は受託しない（10.10.2.参照）。

#### 訂正 **KZ** (日本貨物航空)

**KZ-06** ~~貨物の継ぎ越しの場合、危険物申告書の photocopy は受託しない。危険物申告書 2 部が貨物と共に発送されなければならない (8.1.2.3 参照)。~~ 空欄。

#### 訂正 **MN** (コムエアー) (**Comair-Pty Limited**)

##### 新規追加：

**MN-04** 区分 2.2、二酸化炭素非引火性ガスを充填した自転車用膨張ポンプは受託手荷物としてのみ輸送を受託する。旅客当たりの最大量は 16g カートリッジ 4 個までに制限される。16g より大きいカートリッジの輸送は許可されない。この規定は MN-01 で規定された会社方針外のものである。

#### 図の一覧表

Vi 頁 (J) -H.6.5.C 破裂試験用シリンダー状網製鋼製棒

## 第2章

17 頁-2.3.2 を以下のとおり訂正

### 2.3.2 運航者の承認を得て、受託手荷物としてのみ受託可能な物品

以下の 2.3.2.1 から ~~2.3.2.4~~ 2.3.2.5 までにリストされている物品は、運航者の承認を得て、受託手荷物としてのみ航空機に持ち込むことが許可される。

17 頁から 18 頁－2.3.2.2 および 2.3.2.3 を以下のとおり訂正

### 2.3.2.2 防漏型蓄電池 (Non-spillable Batteries) を装備している車椅子/移動補助機器

身体障害、健康または年齢、あるいは一時的な事情（例えば骨折）のいずれかによりその移動性が制約されている旅客用の、防漏型蓄電池を装備している蓄電池駆動の車椅子または他の蓄電池駆動の類似した移動補助機器で

~~(包装基準806および特別規定A67参照)~~、特別規定A67または包装基準806の振動及び圧力差試験に適合しているもの。ただし、蓄電池の端子は例えば、蓄電池容器内に収納することなどにより短絡が生じないように保護し、また蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること（9.3.15.4および図9.3.H参照）。運航者は車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器が意図しない作動を防ぐような方法で輸送され、かつ車椅子/移動補助機器が手荷物、郵便、補給品または貨物の移動により損傷しないよう保護されていることを確実にしなければならない。旅客は各運航者と事前手配をすることが望ましい。

### 2.3.2.3 非防漏型蓄電池 (Spillable Batteries) を装備している車椅子/移動補助機器

**2.3.2.3.1** 身体障害、健康または年齢、あるいは一時的な事情（例えば骨折）のいずれかによりその移動性が制約されている旅客用の、非防漏型蓄電池を装備している蓄電池駆動の車椅子または他の蓄電池駆動の類似した移動補助機器。ただし、車椅子または移動補助機器は常時直立の状態を搭載、固定、取り卸しが可能でなければならない。また蓄電池の接続を外し、かつ例えば蓄電池容器内に収納することにより短絡が生じないように電池の端子を保護しておくこと。さらに蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること。運航者は車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器が意図しない作動を防ぐような方法で輸送され、かつ車椅子/移動補助機器が手荷物、郵便、補給品または貨物の移動により損傷しないよう保護されていることを確実にしなければならない。もし車椅子または移動補助機器が常時直立の状態を搭載、固定、取り卸しが不可能な場合には、蓄電池を取り外さなければならない。蓄電池なしの車椅子または移動補助機器そのものは、非危険物の受託手荷物として輸送することができる。取り外した蓄電池は以下のように強固な容器に収納して輸送しなければならない。

- (a) 容器は防漏型で電解液を通さないものでなければならない。また、転倒を防ぐため、タイダウンストラップ、ブラケット、またはホルダーのような適切な固定具によりしっかりとパレットに、あるいは貨物室内に固定しなければならない（貨物または手荷物ではさんで倒れないようにするのは望ましくない）。
- (b) 蓄電池は短絡防止のため絶縁措置をし、容器の中で直立に固定し、蓄電池の液体内容物すべてを吸収するに十分な量の、危険な反応を生じない吸収材で周りを包まなければならない。および
- (c) 容器には、“BATTERY, WET, WITH WHEELCHAIR” または “BATTERY, WET, WITH MOBILITY AID” とマーキングを施し、腐食性物質のラベル（図7.3.V参照）および天地無用ラベル（図7.4.Eおよび図7.4.F参照）を貼付しなければならない。

**2.3.2.3.2** 機長に対して、蓄電池を装備したままの車椅子または移動補助機器の搭載箇所、あるいは取り外し容器に収納した蓄電池の搭載箇所について通知をしなければならない。旅客は各運航者と事前手配をすることが望ましい。また、可能な限り、非防漏型蓄電池には漏洩防止の通気キャップを取り付けるべきである（9.3.15.4および図9.3.H参照）。

18 頁－新規 2.3.2.4 を以下のとおり追加

**2.3.2.4 リチウム電池を装備した車椅子/移動補助機器**

**2.3.2.4.1** 身体障害、健康または年齢、あるいは一時的な事情（例えば骨折）のいずれかによりその移動性が制約されている旅客用の、リチウムイオン電池駆動の車椅子または他の類似した移動補助機器には以下の条件が適用される。

- (a) 電池はUN Manual of Tests and Criteria, Part III, section 38.3の各試験要件に合致することが証明された型式のものであること。
- (b) 例えば蓄電池容器内に収納することにより短絡が生じないように電池の端子を保護しておくこと。また蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること。
- (c) 運航者は車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器が意図しない作動を防ぐような方法で輸送され、かつ

車椅子/移動補助機器が手荷物、郵便、補給品または貨物の移動により損傷しないよう保護されていることを確実にしなければならない。

- (d) 機長に対して移動補助機器の搭載箇所について通知しなければならない。  
旅客は各運航者と事前手配をすることが望ましい。

18 頁－現在の 2.3.2.4 は訂正され 2.3.2.5 になる。

22 頁－表 2.3.A の訂正

NO	YES	NO	YES	NO	防漏型蓄電池を装備している車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器（包装基準 806 および特別規定 A67 参照に適合している）。ただし、例えば蓄電池容器内に収納することなどにより短絡が生じないように、端子を保護し、また蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること。運航者は車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器が意図しない作動を防ぐような方法で輸送され、かつ車椅子/移動補助機器が手荷物、郵便、補給品または貨物の移動により損傷しないよう保護されていることを確実にしなければならない。
NO	YES	NO	YES	YES	非防漏型蓄電池またはリチウムイオン電池を装備した車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器（詳細は 2.3.2.3 および 2.3.2.4 参照）

## 第4章

182 頁から 183 頁—表 4.1.A : 区分 4.1 General entries を訂正

Class or Division	Subsidiary Risk	UN or ID No.	Proper Shipping Names (Note: The ★ is not part of the proper shipping name)
General entries			
4.1	8	3180	Flammable solid, corrosive, inorganic, n.o.s. ★
	8	2925	Flammable solid, corrosive, organic, n.o.s. ★
		3178	Flammable solid, inorganic, n.o.s. ★
		1325	Flammable solid, organic, n.o.s. ★
		3176	Flammable solid, organic, molten, n.o.s. ★
	5.1	3097	Flammable solid, oxidizing, n.o.s. ★
	6.1	3179	Flammable solid, toxic, inorganic, n.o.s. ★
	6.1	2926	Flammable solid, toxic, organic, n.o.s. ★
		3181	Metal salts of organic compounds, flammable, n.o.s. ★
		3175	Solids containing flammable liquid, n.o.s. ★

### 192 頁 (J) —4.1.3 危険物リストに掲載されていない混合物および溶液

危険物リストに明確に表示されていない、混合物 (mixture) — (省略) — 手順に従うこと。

#### □ 注:

物質が品名により明確に掲載されている場合、輸送中、危険物リストの正式輸送品目名により識別されなければならない。そのような物質が分類に影響しない技術的不純物 (例えば、製造過程から派生するもの) または安定もしくは他の目的のための添加剤を含むことがあるんでもよい。— (省略)

#### △ 4.1.3.1 混合物または溶液

危険物リストに品名により識別されて— (省略) —は “solution” という修飾語を追記しなければならない。

例 6 : あるアセトンの溶液を試験したところ、引火点が 23°C (73 °F) より低く、沸点は 35°C (95 °F) より高いことがわかった。純粋 Acetone (UN 1090、第 3 分類、包装等級 II) と比べて、危険性の分類も包装等級も変化していないので、この溶液は Acetone solution の正式輸送品目名で申告しなければならない。

加えて、混合物または溶液の濃度も、混合物または溶液の基礎的な品名の後に示してもよい。

269 頁—4.2 UN3468 の正式輸送品目名を訂正

#### Hydrogen in a metal hydride storage system

283 頁—4.2 UN1230, Methanol の ERG Code を 3L に訂正



298 頁－4.2 UN3356 についての訂正

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.7	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
3356	Oxygen generator, chemical † (including when contained in associated equipment e.g. passenger service units (PSUs), protective breathing equipment (PBE), etc.	5.1	Oxidizer	II	E0	Forbidden		Forbidden		523	25 kg-G 25 kg	A1 A111 A116 A144	5L

表 4.2 の以下の品目について訂正

222頁

tert-Butyl peroxyacetate, > 52% and < 77%, when with >23% diluent Type B

231頁

3-Chloroperoxybenzoic acid, > 57% and < 86%, when with ≥ 14% inert solid

241頁

Diacetone alcohol peroxides, > 57% in solution with > 9% hydrogen peroxide, < 26% diacetone alcohol and < 9% water; total active oxygen content > 10% by weight

242頁

Dibenzoyl peroxide, > 77% and < 94%, when with ≥6% water

260頁

Formaldehyde solution with ≥ 10% but < 25% formaldehyde, see **Aviation regulated liquid, n.o.s.\* †**  
(UN 3334)

UN 3412 **Formic acid**

with ≥ 5% but < 10% acid by weight

290頁

UN 2031 **Nitric acid**

other than red fuming, with > 20% but < 65% nitric acid

295頁

UN 0266 **Octol**

dry or wetted with < 15% water, by weight

UN 0266 **Octolite**

dry or wetted with < 15% water, by weight

305頁

UN 0154 **Picric acid**

dry or wetted with < 30% water, by weight

310頁

**UN 1848 Propionic acid**

with  $\geq 10\%$  but  $< 90\%$  acid by weight

329頁

**UN 0209 TNT**

dry or wetted with  $< 30\%$  water, by weight

334頁

**UN 0214 Trinitrobenzene**

dry or wetted with  $< 30\%$  water, by weight

**UN 0215 Trinitrobenzoic acid**

dry or wetted with  $< 30\%$  water, by weight

**UN 0154 Trinitrophenol**

dry or wetted with  $< 30\%$  water, by weight

335頁

**UN 0209 Trinitrotoluene**

dry or wetted with  $< 30\%$  water, by weight

336頁

**UN 3370 Urea nitrate**

with  $> 10\%$  but  $< 20\%$  water, by weight

378 頁 (J) – 特別規定 A60

**A60** (215) 当該品目名は、技術的に純粋な物質、または自己加速的分解温度 (SADT) が75°C (167 °F) より高いものから生まれた製剤にのみ適用される。従って、自己反応性物質である製剤には適用されない。自己反応性物質については、本規則の3.4および付録C.1参照。質量で35%以下のアゾカルボンアミド (azocarbonamide) と少なくとも65%の不活性物質を含む均質な混合液混合物は、他の分類または区分の基準に合致しない場合、本規則の適用を受けない。

379頁 (J) – 特別規定 A70

**A70** 機械または他の装置と別々に、あるいは内蔵して輸送される内燃機関は、その燃料タンクに一度も燃料を入れたことがなく、かつその燃料系統が完全に空か、またはいかなる分類あるいは区分の分類基準に合致しない燃料により駆動し、かつバッテリー、その他の危険物が付いていないものは本規則の適用を受けない。

(1 行空ける)

航空貨物運送状が発行される場合、8.2.6の要件に従い、“Not Restricted”の文言および特別規定の番号を航空貨物運送状の物質の記述欄に記載しなければならない。

この規定はUN 3166引火性液体駆動の乗り物および引火性ガス駆動の乗り物 (Vehicles, flammable liquid powered and Vehicles, flammable gas powered) には適用されない。

389 頁 (J) - 特別規定 A224

**A224** 象徴としての火炎の輸送の目的のため、発地国、目的地国 - (省略) -

(f) 少なくとも 1 個の消火器を常時、添乗する人の手が届く範囲内に置いておかななければならない。添乗する人は**消化消火器**の使用につき訓練されていること。 - (省略)

## 第 5 章

524 頁 - 包装基準 523 - FX-13 を運航者例外規定に追加

565 頁 (J) - 包装基準 805

(b) 電子管・水銀蒸気管およびこれらと類似のものは、以下のとおりに包装すること。

1. これらの管が強固な外装容器に - (途中、省略) -
4. 密封された防漏性金属**容器ケース**に完全に被覆された管は、製造業者の容器で受託される。

623 頁 (J) - 包装基準 965

追加要件 - Section I

- ・ 容器は包装等級□の性能基準に合致しなければならない。
- ・ 12 kg またはそれ**以上のより大きい質量**のリチウム電池で強固な耐衝撃外装ケースを有するリチウム電池またはそのような組電池の集合体は、保護的な密閉具に包装され強固な外装容器に包装されている場合、輸送することができる。容器は本規則第 6 章の要件に合致する必要はない。容器は発地国の当局により認可されていなければならない。認可書類の写しが貨物に伴っていないなければならない。(省略)

追加要件 - Section II

単電池および組電池は完全に単電池または組電池を**密閉収納**する内装容器に包装されなければならない。(省略)

625 頁 (J) - 包装基準 966

追加要件 - Section II

単電池および組電池は完全に単電池または組電池を**密閉収納**する内装容器に包装されなければならない。(省略)

628 頁 (J) - 包装基準 968

追加要件 - Section I

- ・ 容器は包装等級□の性能基準に合致しなければならない。
- ・ 12 kg またはそれ**以上のより大きい質量**のリチウム電池で強固な耐衝撃外装ケースを有するリチウム電池またはそのような組電池の集合体は、保護的な密閉具に包装され強固な外装容器に包装されている場合、輸送することができる。容器は本規則第 6 章の要件に合致する必要はない。容器は発地国の当局により認可されていなければならない。認可書類の写しが貨物に伴っていないなければならない。

追加要件 - Section II

単電池および組電池は完全に単電池または組電池を**密閉収納**する内装容器に包装されなければならない。



631 頁 (J) - 包装基準 969

追加要件 - Section II

単電池および組電池は完全に単電池または組電池を密閉収納する内装容器に包装されなければならない。

## 第7章

686 頁 (J) - 7.1.4.1

**7.1.4.1** オーバーパックの中のすべての危険物について7.1.5.1により要求されるマーキングがすべてははっきりと視認できない場合、オーバーパックには以下のマーキングがなされなければならない。

- ・ “Overpack” という文言
- ・ 7.1.5.1で要求されるマーキング
- ・ オーバーパック内の包装物に表示されている特別取り扱い指示

“Overpack” という文言が、収納されている包装物は、規定の規格に準拠したものであることを示しているので容器規格マーキングはオーバーパックの表面に再表示してはならない。放射性輸送物を含むオーバーパックについては、10.7.1.4を参照のこと。

687 頁 (J) - 7.1.5.1(b)

(b) 荷送人またはおよび荷受人の住所およびと氏名は、略さず記入する。

689 頁 (J) - 7.1.6.3.1 注

注：

他の国際または国の輸送規則により要求される場合、環境有害物質マーク（図7.1.A）も、UN 3077およびUN3082以外の物質を収納した包装物に表示される（7.1.5.2参照）。

## 第9章

752 頁から 753 頁 **9.3.15 車椅子または他の電動による移動補助機器の受託手荷物としての搭載**

**9.3.15.1** 非防漏型蓄電池 (Spillable battery) を装備している車椅子、または他の蓄電池駆動の移動補助機器で、運航者の認可を得て受託手荷物として運ばれるものは以下のように搭載しなければならない。

(a) 車椅子または移動補助機器が常時直立の状態で搭載、固定、取り卸しが可能な場合は、蓄電池の接続を外し、~~か~~例えば蓄電池容器内に収納することにより短絡が生じないように電池の端子を絶縁しておかなければならない。また蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること。または

(b) 車椅子または移動補助機器が常時直立の状態で搭載、固定、取り卸しが不可能な場合には、蓄電池を取り外す。蓄電池なしの車椅子または移動補助機器そのものは非危険物の受託手荷物として輸送することができる。

取り外した蓄電池は以下のように強固な容器に収納して輸送しなければならない。

- ・ 容器は防漏型で電解液を通さないものでなければならない。転倒を防ぐため、固定用帯ひも (strap)、ブラケット (bracket)、またはホルダー (holder) のような適切な固定具によりしっかりとパレットに、または貨物室内に固定しなければならない (貨物または手荷物ではさんで倒れないようにするのは望ましくない)。

- ・蓄電池は短絡防止のため絶縁措置をし、容器の中で直立に固定し、蓄電池の液体内容物すべてを吸収するに十分な量の、適合性がある吸収材で周りを包まなければならない。および
- ・容器には、“BATTERY, WET, WITH WHEELCHAIR”または“BATTERY, WET, WITH MOBILITY AID”とマーキングを施し、“腐食性物質 (Corrosive)”のラベル (図7.3.U参照) および“天地無用 (This Way Up)”ラベル (図7.4.Eおよび7.4.F参照) を貼付しなければならない。

**9.3.15.2** 機長に対して、蓄電池を装備したままの車椅子または移動補助機器搭載箇所、あるいは取り外し容器に収納した蓄電池の搭載箇所について通知をしなければならない。旅客は各運航者に事前手配をすることが望ましい。また、可能な限り、非防漏型蓄電池には漏洩防止の通気キャップを取り付けるべきである。

**9.3.15.3** 運航者の認可の下に受託手荷物としてのみ輸送される車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器で、防漏型蓄電池 (Non-spillable batteries) を装備しているものについては、例えば蓄電池 ~~コンテナ容器内に~~ 収納する封じ込めることにより短絡が生じないように端子を絶縁して搭載しなければならない。また蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること。

**9.3.15.4** 身体障害、健康または年齢、あるいは一時的な事情 (例えば骨折) のいずれかによりその移動性が制約されている旅客用の、リチウムイオン電池駆動の車椅子または他の類似した移動補助機器には以下の条件が適用される。

(a) 電池はUN Manual of Tests and Criteria, Part III, section 38.3の各試験要件に合致することが証明された型式のものであること。

(b) 例えば蓄電池容器内に収納することにより短絡が生じないように電池の端子を保護しておくこと。また蓄電池は車椅子または移動補助機器にしっかりと固定すること。

(c) 運航者はそのような移動補助機器が意図しない作動を防ぐような方法で輸送され、かつ車椅子/移動補助機器が手荷物、郵便、補給品または貨物の移動により損傷しないよう保護されていることを確実にしなければならない。および

(d) 機長に対して移動補助機器の搭載箇所について通知しなければならない。

旅客は各運航者と事前手配をすることが望ましい。

**9.3.15.5** 運航者は車椅子または他の蓄電池駆動の移動補助機器が意図しない作動を防ぐような方法で輸送され、かつ車椅子/移動補助機器が手荷物、郵便、補給品または貨物の移動により損傷しないよう保護されていることを確実にしなければならない。

**9.3.15.4 9.3.15.6** 蓄電池駆動の車椅子および移動補助機器を取り扱いやすくするために、図9.3.Hに車椅子の蓄電池を外したか否かを識別するために使用するラベルの1つの例を示す。そのラベルは2つの部分に分かれており、Part Aは車椅子に貼り付ける部分で、蓄電池が外されたかどうかを示すもの。特に蓄電池を車椅子から取り外した場合はPart Bの部分を使用し、蓄電池の識別および蓄電池と車椅子とを符合させることに役立てることができる。

### 図9. 3. H

#### 蓄電池駆動の車椅子および移動補助機器ラベル (9.3.15.4 9.3.15.6)

## 付録 A

867 頁 (J) – 抽出香料液 (芳香性のもの、または香料・薬味のエキス) (EXTRACT AROMATIC OR FLAVOURING)

・ 抽出香料液 (芳香性のもの、または香料・薬味のエキス) (EXTRACTS, AROMATIC OR FLAVOURING)  
食品、飲物、化粧品などの味付けおよびにおいや香りの添加に使用される物質である。これらはどうしてもない不快な臭気を有し、漏洩の際は旅客や乗務員に極度の不快感を与える可能性がある。(以下、省略)

882 頁 (J) – 補給品 (STORES(SUPPLIES) )

・ 補給品 (STORES (SUPPLIES) )

(a) 消費のための補給品。販売されるか否かを問わず航空機の内において旅客および乗務員により消費されることを意図した物品および航空機の運航および整備のために必要な物品；および

(b) 引き取られる補給品。引き取られ陸揚げされることを目的として航空機の旅客および乗務員に販売される物品。

注：

この文章の“引き取られ陸揚げされる (landed) ”の語は一般的に旅客および乗務員により税関に申告される無関税または無税物品および関税が課されることもある物品を意味する。

## 付録 D.1

907 頁 – アルジェリアについての情報を訂正

Direction de l'aviation civile et Météorologie (DACM)  
01, Chemin Ibn Badiss El-Mouiz El Biar  
Algiers  
ALGERIA

Tel: +213 21 92 98 85 to 89  
Fax: +213 21 92 98 94  
Telex: 66129/ 66063/66137

916 頁 – 英国についての情報を訂正

Civil Aviation Authority  
Dangerous Goods Office  
1W, Aviation House  
Gatwick Airport  
West Sussex  
UNITED KINGDOM  
RH6 OYR

Tel: +44 (1293) 573 800  
Fax: +44 (1293) 573 991  
Telex: 878753  
email: [dgo@srg-cao.co.uk](mailto:dgo@srg-cao.co.uk) [dgo@caa.co.uk](mailto:dgo@caa.co.uk)

## 付録 E.2

953 頁

GH Package & Product Testing  
2602 West Townley Avenue, Suite 5  
Phoenix  
Arizona  
U.S.A.  
85024  
Tel: +1 (602) 678 5755  
Fax: Fax: +1 (602) 870 3776

GH Package/Product Testing and Consulting of Arizona, Inc.  
335 W. Melinda Lane 21609 N. 12th Ave., Suite 300  
Phoenix  
Arizona  
USA  
85027  
Tel: +1 (623) 869 8008  
Fax: Fax: +1 (623) 869 8003  
email: ghtesting@aol.com

953 頁

GH Package & Product Testing and Consulting, Inc.  
~~325 Commercial Drive~~ 4090 Thunderbird Lane  
Fairfield  
Ohio  
USA  
45014  
Tel: +1 (513) 870 0080  
Fax: Fax: +1 (513) 870 0017

## 付録 F.3

979 頁

Alan E. Hollander and Associates Inc.  
1661 East Chapman Avenue, Suite 4B-2C  
Fullerton  
California  
UNITED STATES 92831

Tel: +1 (714) 992 2430  
Fax: +1 (714) 992 4052  
E-mail: ~~a.e.hollander@worldnet.att.net~~ [a.e.hollander@att.net](mailto:a.e.hollander@att.net)



付録 F.4

981 頁

Peter East Associates Ltd  
504 Centennial Park  
Centennial Avenue  
Elstree  
Herts WD6 3FG

Tel: + 44 (0) 20 8953 8721  
Fax: + 44 (0) 20 7998 8798  
e-mail: [info@petereast.com](mailto:info@petereast.com)

以 上